

令和3年8月10日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和3年8月10日(火)  
組合議会全員協議会終了後  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 一般廃棄物処理施設用地選定方針について
  - (2) 一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員について
  - (3) 濃縮水処理施設設計審査業務の結果報告及び施設設置方針について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	石橋	佳枝	委員	三鴨	秀文
委員	森岡	俊夫	委員	景山	浩
委員	勝部	俊徳	委員	三好	晋也

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局ごみ処理施設整備課長	安野 武男	事務局施設管理課長	本池 将
事務局総務課長	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	遠藤 史章
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教	事務局施設管理課担当課長補佐	安田 憲

~~~~~

## 事務局の職員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 書記長 | 針田 智子 | 書記 | 堀尾 周作 |
|-----|-------|----|-------|

~~~~~

1 開 会

(午後2時58分 開会)

○中田委員長 それでは、これよりごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、協議事件が3件ございますので、これらにつきまして当局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いたします。また、先ほども御紹介がありましたが、伯耆町議会選出の幸本議員、江府町議会選出の上原議員の任期満了に伴いまして、新たに本特別委員会委員に伯耆町議会選出の勝部議員、江府町議会選出の三好議員がそれぞれ選任されておりますので、この場で御紹介させていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~

## 2 協 議 事 件

○中田委員長 それでは、早速ですが、日程2の協議事件に入ります。まず、資料の確認をお願いいたします。安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、協議事件の1と2の資料を確認していただきます。まず、協議事件の1、一般廃棄物処理施設用地選定方針についてでございます。まず、資料の1-1として、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定方針、これは本編のほうでございます。同じく資料の1-2として、一般廃棄物処理施設用地選定方針の概要。これは協議事件の1で、2点ございます。続きまして、(2)一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員について。これが資料の2、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員名簿、これの1枚でございます。1、2につきましては、以上でございます。

○本池施設管理課長 はい。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは続きまして、協議事件3といたしまして、濃縮水処理施設設計審査業務の結果報告及び施設設置方針についての資料といたしましては、資料3-1、こちらはA4、2枚ものがございます。それと添付資料といたしまして、資料3-2といたしまして、設計審査業務報告書の概要版、こちらがA4、3枚ものとなっております。こちらを資料とさせていただきます。以上です。

○中田委員長 はい、資料の確認は終わりました。皆さん方よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○中田委員長 それでは、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。では(1)の一般廃棄物処理施設用地選定方針についてを議題

といたします。当局からの説明をお願いいたします。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい、委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 では、御説明申し上げます。資料につきましては、本編と概要を載せておりますが、資料の1-2の概要のほうで御説明させていただきたいと思っております。まず、策定目的についてでございます。令和14年度供用開始を目標といたします一般廃棄物処理施設の整備に当たりましては、今後、構成市町村さんに一次調査対象地、これの抽出をお願いする予定といたしております。建設用地の選定に当たりましては、西部圏域の地域の特性や経済性、環境保全性などを踏まえた上で選定することが重要であると考えております。このため、構成市町村から抽出していただくに当たりまして、まず、各施設の概要を御紹介し、これらの施設を建設するために必要な用地、これにつきまして敷地面積などそれぞれの施設の基本的な抽出条件、これをお示しした上で、この条件に該当する候補地、これを一次調査対象地と言っておりますが、これを抽出していただくことを目的として、用地選定方針を定めるものでございます。2番目の、候補地の抽出条件でございます。まず(1)基本構想に基づく施設整備の考え方として、まず、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場、これをそれぞれ1施設ずつ整備する。中間処理施設、これは可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設、これが一緒になったものを言っておりますが、これの一体化を目指す。最終処分場は、中間処理施設と同一敷地内または近隣での設置を目指す、という基本的な整備の考え方を書かせていただいております。整備が必要な施設の概要でございます。まず、可燃ごみ処理施設につきましては、施設規模230から250トン。処理対象物については、可燃ごみまたは可燃物。不燃ごみ処理施設につきましては、施設規模40から43トン、日量。処理対象物につきましては、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、いずれも現在の処理対象物といたしております。有効敷地面積につきましては、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、これの一体整備を目指すとしておりますので、約2万2,000平米以上、これを有効敷地面積といたしております。最終処分場につきましては、施設規模4万3,000から21万7,000立米。これにつきましては、現在、最終的な埋立対象物がまだ確定はしておりませんので、このような表記をさせていただいております。処理対象物につきましては、焼却残渣及び不燃残渣として、有効敷地面積として、約3万5,000平米以上といたしております。次に、施設別の抽出条件でございます。まず、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設の抽出条件について御説明いたします。まず、抽出対象市町村、そちらのほうに、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、こちらのほうを書かせていただいております。1施設集約のコストメリットを比較した検討結果による、と書いてありますが、若干説明させていただきたいと思っております。用地選定方針、恐れ入ります、こちらのほうの6ページ目を御参考にしていただきたいと思います。本編の6ページ目でございます。まず20年間のごみ処理コスト、これは6ページの右の下のほうに書いてございます。20年間のごみ処理コストについて、1施設集約と現状体制を比較しますと、その経済性は1施設集約のほうが最大で約60億円低くなる、削減できると試算しております。また1施設集約する場合

については、ケース別に1から9のそれぞれの市町村役場と仮定し、収集運搬費を試算いたしております。基本的な考え方といたしまして、やはり排出量が多い場所に建設することが、効率的かつ経済的であると考えております。収集運搬費について試算した結果、この60億円のコストメリット、これ以内となる地域として、6ページのところに図表の5で書いておりますが、赤線、これの左側の市町村。先ほど申しあげました米子市さんから始め、6市町村。右側の日野3町さんはコストメリットを試算した結果、メリットに合わないということで、このたび6市町村、こちらのほうにそれぞれ米子市から伯耆町までの抽出対象市町村とさせていただきますとさせていただきます。続きまして、インフラでございます。可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設のインフラにつきましては、水道の条件を挙げております。まず、この1日200立米の条件でございますが、可燃ごみ処理施設、これは排ガス処理を行うに当たりまして、高温からダイオキシンの発生防止のために、冷却を、急冷をする必要がございます。この際に、大量の冷却水が必要となります。このため、1日200立米以上の水道が確保できるところ、という内容を抽出条件とさせていただきます。次に、環境保全性につきましては、他の団体の環境保全、これを参考にさせていただきます。分かりやすい目安といたしまして、新しい施設から300メートル以内に学校、病院、住宅群がないこととさせていただきます。次に、防災の観点からは、既知の鳥取県西部地震断層及び鎌倉山南方活断層、これの直上でないこと。これを抽出条件とさせていただきます。また、有効敷地面積につきましては、2万2,000平米ということで、これを指定させていただきます。この有効敷地面積につきましては、本編の9ページ目を御覧いただきたいと思っております。この2万2,000平方メートルの根拠でございますが、9ページの図表8のほうに書いております。目安とする数値、先進地自治体の設計例、これらを参考にさせていただきます。それぞれの施設、焼却棟からリサイクル棟、こういったものを勘案いたしまして約2万1,700平方メートル。これを基に、有効敷地面積2万2,000平方メートル以上という具合にさせていただきます。次に最終処分場でございます。最終処分場につきましては、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設に比べまして、運搬の距離が非常に短い、すなわち経済性が小さく負担が軽いということが言えます。このため抽出市町村につきましては、圏域内の全市町村とさせていただきます。インフラにつきましては、可燃ごみの処理施設とは違いまして、処分場のほう特段、水、そういったものは、大量の水等は必要としないので、抽出条件とはいたしておりません。なお、環境保全性及び防災性につきましては、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設と同様な条件をつけさせていただきます。有効敷地面積につきましては、これは本編の16ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど申しあげました、最終処分場の埋立ての対象物、これがまだ確定しておりませんので、全ての埋立てが可能となる3万5,000平米。現在のところ、これを抽出条件とさせていただきます。おはぐりいただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。候補地の抽出に適さない地域を指定しております。当然のことながら、法的規制を受けている地域、市街化区域、公園・緑地、保安林、自然公園。こういったところは候補地の抽出に適さない地域として除外をいたしてあります。また物理的制約条件のある地

域、水道水源に近接する地域及び直上流域。これは最終処分場の立地に限って、このような条件をつけております。下のところに、候補地抽出エリアといたしまして、西部圏域の図を載せております。この中で、凡例のところを見ていただきますと、赤い括弧で囲まれているところ、着色なし、これが、候補地抽出エリア、白いところ、これが、候補地抽出エリアに挙がったと考えております。次に3ページ目を御説明いたします。なお、抽出条件に係りまず用地選定方針といたしましては、以上の抽出条件で抽出していただきたいというふうに考えております。次からは、用地選定の手続き、手法について若干御説明させていただきたいと思っております。左側が、本組合の事務、右側が、用地選定委員会における作業の内容ということでございます。左側のところに用地選定方針、ピンクで書いております、囲ってあります。本日、用地選定方針を御説明いたしておりますが、この後、用地選定委員会において、用地選定方針の御説明を申し上げます。8月25日に第1回の用地選定委員会を予定いたしております。この中で御説明をいたしまして、御了承を得た後に、また左のほうに戻っていただきまして、構成市町村への依頼、ここで構成市町村へ一次調査対象地の抽出の依頼をお願いしたいというふうに考えております。時期的には9月の中旬、これを目標といたしております。構成市町村に抽出をお願いするとともに、組合の中で候補地評価基準を作成いたします。評価基準を作成いたしましたら、第2回のところで評価基準の御提案、評価基準といいますが、その①②③のところに書いてありますが、調査の項目、調査の方法、それから点数化、こういったものを一般的に評価基準といたしておりますが、これの評価基準の御提案をさせていただきます。一次調査対象地の報告期限、これを先ほど、下のフロー図のところで、構成市町村からの報告、取りまとめと書いてございます。この時期を12月末期限とさせていただきます。ここまでに構成市町村のほうから報告をいただきたいという具合に考えております。構成市町村から報告をいただきますと、その下に進みまして、組合のところで一次調査、個別調査。抽出していただきました一次調査対象地に対しまして、一次調査をかけます。一次調査をかけたものを第4回のところで、用地選定委員会で、ここで、用地選定委員会の中で評価をしていただきます。この中で、除外地域の決定等を用地選定委員会の中で行っていただきまして、一次選定候補地がここで、除外後の一次選定候補地が決まります。その用地に対しまして、次に二次調査、これを組合の中で行います。二次調査の結果につきまして、右側のほう見ていただきまして、第5回の用地選定委員会で審査をいただき、ここで候補地の順位づけを行っていただきます。1、2、3というような順位づけを行っていただく。その結果について組合に報告いただき、最終的に、最終候補地調査とありますが、その中の順位の1位になった所、1位になった所に対し最終候補地調査を行い、最終候補地調査の結果を、最後の第6回の最終候補地評価、ここで用地選定委員会で評価をしていただきまして、第6回の最後に、委員長のほうが管理者のほうへ最終候補地の答申をしていただく、という流れを想定をいたしております。最終的には正副管理者会議で決定ということになります。令和4年11月、これを目標としております。4ページ目を御覧いただきたいと思っております。候補地調査方法及び主な調査内容をお示ししております。先ほどのフローの中で、一次調査、個別調査、それから二次調査、詳細調査、この調査の詳細な内容を、こちら

のほうにお示ししております。まず、一次調査で候補地の概要、地形、地質の調査。環境保全性におきましては、周辺の土地の利用状況、下流側の河川等の調査。この中に、学校、病院との距離、これらも含まれております。一次調査を行いまして、その後、次に二次調査、残ったところに対しまして、二次調査、詳細な調査をかけます。この中には、さらに突っ込んだ経済性につきましてや、敷地造成計画図作成による敷地造成費等、この中で経済性をはじき出していく考えでございます。7番に、最終候補地調査とございます。一次調査及び二次調査、これの結果を基に候補地の総合評価を行い、順位が1位となった候補地について候補地の確認調査を行います。候補地確認調査を行いまして、施設整備を行うことが有効であると評価する場合は、この候補地を最終候補地といたしまして、後に行いますが環境影響予測、これの予備調査を行いたいと考えております。最終候補地につきましては、候補地の一次調査、二次調査、候補地の確認調査、環境影響予測等予測調査、これの結果を踏まえた上で、実際の施設整備の構想案、これの作成を予定しております。最後になりましたが、用地選定委員会の開催スケジュールをそちらのほうに記載させていただいております。8月25日に、1回目用地選定委員会を開催させていただきます。最終的には6回の協議、委員会で作業を行っていただきまして、最終候補地、これの答申を行っていただくという予定にいたしております。先ほど申し上げましたが、最終的には正副管理者会議で御決定いただくというスケジュールで今後進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆さんから質問等ありましたら、お願いいたします。ございませんか。森岡委員。

**○森岡委員** 今、インフラのところなんですけども、上水か工水の供給可能である場所だということとですね。まあこれを考えたら、米子市水道局さんの水を使うのか、鳥取県の企業局の日野川工業用水を使うのかの、これ二者択一で、どちらかを選定しなきゃいけないような条件になっていくと思うんですが、工水と上水では、恐らくランニングコストでものすごい経費が違ってくると思うんですけど、例えば上水を使った場合の20年間のランニングコストはこれぐらいかかる。先ほど60億云々っていうのがあるけども、その選定によってはですね、約20倍違うんですよね。工水と上水では。20年間毎日動かして200トンですよ。基本契約は200トン。これの水代というのは、もう計り知れないぐらい大きな差が出てくると思うんですよね。ですからそこら辺をですね、60億の削減につながるって言っているけれども、その選定場所によっては全く違う数字が出てくる可能性があるわけですよね。それからその工水を仮に、要は経済性を考えればもちろん工水を供給するのが絶対であろうと思うんですが、そうなってくると先ほどの市街化区域だとかそういう付帯条件がついてくるんで、何となくここはもうあんまり現実的じゃあないな、というふうに思うんですけども。それからちょっとそこら辺の説明をですね、丁寧にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○中田委員長** 安野ごみ処理施設整備課長。

**○安野ごみ処理施設整備課長** 貴重な御意見、本当にありがとうございます。今、私のほうが考えておりますのが1日200立米。上水あるいは工水とございました値段の比較等まで



は、申し訳ございません、行っておりません。最初に申し上げましたが、やはりこの200立米というのは、特に可燃ごみ処理施設、今、一体施設、可燃と不燃、まあ、できれば最終処分場。これを整備するためには最低でも150、160、これは必要であるということで、ここの数字を落とすとか、そういったことはできないというふうに考えております。やはりこの200立米以上が確保できることを御抽出していただきたいということで、まずそこが第一前提でございます。基本的に上水でなくてはいけない、工水でなくてはいけないというような条件は、今この中では明記しておりませんので、市町村のほうからこういった用地の抽出が、お問い合わせ等もあろうかと思えます。その辺につきましては現在の抽出の段階では、事務局といたしましては、そこまでの抽出を求めずに抽出をしていただきたい、というふうに考えております。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 もちろん、今どこになるかってのは分からないことだと思うんです。ただ、焼却場、それから最終処分場、それから不燃物の処理施設、これは、イニシャルコストはもうどこで造っても、土地代を除きますよ、これはもう一緒なんですよ。一番違ってくるのは、この上水を使うか工水を使うか。これでものすごい差が開いてくる。だからここの試算は、やっぱり管理組合としてはきちっとしとかなないと、住民に対して説明しないとけないことなんで。それは明らかに、早く、早急にすべきだと思います。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 資料1-2の1ページで御質問いたしたいと思います。この有効敷地面積という考え方ですが、これはこういう理解でよろしいでしょうか。施設本体施設、それから緑地公園とかです。例えば、道路、こういうものを配置するものの有効施設のものと理解を、まず1点、理解すればいいのかという問題。それからもう1点は、有効の2つを例えば一体的に整備したと、いわゆる可燃ごみ、不燃ごみです。それから最終処分場を一体的に整備した場合には、まあ仮に森林だと、残森林のことも計算してですね、例えば残森林を30残したとすると、約10ヘクタールぐらいのものがいるという、そういう理解の下で用地選定は当たるとい、そういう考え方でいいのでしょうか。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 現時点におきましては、ここにお示ししております可燃ごみ、不燃ごみ、これにつきましては有効敷地面積、2万2,000平米。これは、例えば敷地の付帯設備として公園とか、そういった場合もございまして、これは含まれません。あくまでも施設の運営に必要な面積、これを2万2,000平米と。それから最終処分場につきましては、3万5,000平米と。これをベースに、これが抽出条件でございますので、最低限、これ以上の場所を何とか確保していただきたいということで、目安としてこちら。今おっしゃいました、もっとたくさんのこれも、当然これは構いませんが。最低限、可燃、不燃の一体施設の2万2,000、最終処分場については最低限3万5,000、これは確保し

ていただきたいという具合に抽出条件とさせていただいているところでございます。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 勝部委員。あ、いいですか。先に、じゃあ三上事務局長。

○三上事務局長 すみません。ちょっと補足として説明をさせていただきますけども、よろしければ本編の資料のほうになりますけれども、先ほど御説明のときもちょっと触れましたけども、まず9ページ目でございます。9ページ目に、確保する敷地面積ということで、区分として、こういったものがありますよ、ということで、具体的にお示しをさせていただいております。で、この合計が、2万1,700というところでございますので、ここに一応挙げたものが、この約2万2,000平米の積算になっているということで御理解をいただければと思います。同じように最終処分場につきましては16ページでございます。こちらのほうに最終処分場の有効敷地面積として、具体的な区分を設けさせていただいて、同じような考え方で示しておりますので、若干、最終処分場につきましては、その他ということで、まあ植栽ですとか道路等ということで、若干のそれぞれの面積の20パーセントぐらいという仮定の中に入れさせていただいておりますけれども、具体的にはこういうものがこの有効敷地面積の考え方ということで御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○勝部委員 はい。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 あのですね、ちょっと最終処分場だけを取り上げてみますと、3万5,000あれば何とかクローズド型でも、多分これで20万立米ぐらいのは入ると思うんですよ、計算上。それはそれで別に問題ないと思うんですけど、いわゆる森林法とかそういうのに引っかかった場合には、それをカバーするものを提供して計画を出さないといけないという考え方で各市町村は取り組まないといけない、という考え方に立たないといけないということで、理解でいいですよということですか。再度確認します。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 おっしゃるとおりの御理解で間違いはございませんので、それを基本にして抽出していただきたいと思います。

○勝部委員 はい、了解いたしました。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 最終処分場の用地選定に関わって、水道水源から500メートル以上は離れているということがあったと思いますけども、その500メートルの根拠というのはあるのでしょうか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい。

○中田委員長 はい、安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 本編の21ページを御覧いただきたいと思いますが、これに

つきましては、他団体の事例をこちらのほうに書かせていただいております、①の中に岡山県矢掛町水道水源保護条例。これは、この町のほうで条例を制定されておられまして、条例の中で、水源より500メートルの範囲、これは事前の協議が必要ですよという具合に、これをお示ししたものでございます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 他団体の例に倣ってということですかね。そうすると、ここでまた西部広域で条例をつくって、500メートルというふうに定めるといいますか。

○三上事務局長 はい。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 西部広域で同様の条例をつくって、という考え方ではございませんでして。こちらのほうに他団体の例を示しておりますけれども、同様の考え方ですね、まず第一次の市町村の抽出に当っては、御検討をいただきたいという中で、他団体としてはまあここに500メートルという条例等の規制がある中で、上流水源というところからの考え方としてですね、そういうふうに整理されているということで提示をさせていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 これは上水道、水道の水源になる水源という意味ですよね、水道水の。そうではない、例えば湧き水。淀江などに沢山あります名水などがあるとかいうのは、どういうことになるんですか。個別に判断ということですか。

○安野ごみ処理施設整備課長 はい。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 私どもといたしましては、やっぱり一次調査、抽出の最初に抽出していただく段階で、できる限りやっぱり、その土地の市町村さんの土地についても、やはり市町村さんが一番よく御承知であるという具合に認識しております、できるだけ、その状況を把握した市町村さんのほうから御抽出していただきたいということで、最初からあまりにも厳しい条件をつけると、なかなかそういったところも出てこないということもございまして、当然、抽出したその次の段階で、これらは私ども組合の業務になるんですけど、先ほどもちょっと触れました一次調査、当然二次調査、この中で詳細に調査してまいるといって、そういった手続きを取ってまいりたいと思っております。

○中田委員長 ほかにございませんか。はい、ないようですので…。

○勝部委員 委員長、いいですか。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 いいですか。はい、私、1点だけ。

○中田委員長 はい、どうぞ。勝部委員。

○勝部委員 概要版のですね、課長さん。ページ2。ページ2の下にね、1日の処理量があ

りますよね。233トン、1日の。概要版の2ページですかね。基本構想概要版で。資料の2-1というのでいいでしょうか。委員長、資料の2-1で。

○中田委員長 基本構想のほうですね。

○勝部委員 ええ、基本構想。ちょっと教えてほしいんですけど。

○中田委員長 基本構想のどの部分ですか。

○勝部委員 2ページの下の色のかかっている、カラーの赤線枠がありますよね。それが233トンがありますよね。1施設分の。

○中田委員長 はいはい。

○勝部委員 いわゆる発電施設になった場合という、仮定論のところですね。よろしいでしょうかね。まあ、これを仮定論、そこの数字を基にして質問するのがいいかどうか分かんないんですけど、ちょっと質問させていただきますとですね。ページ6のですね、同じ概要版の6ですね。その最終処分場の、いわゆる処分容量ですね。これ、いわゆる最終処分率と、1日の処分率によって最終処分量が出てくると思うんですけども。どういう計算式をするとこの17万2,000とか17万5,000とか、どういう計算式になるんですかね。いわゆる最終処分率が10数パーセントだと思うんですけど、この計算式だと多分、10数パーセントだと思うんですが、推測すると。これは、どういう計算になるんですか。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 最終処分率、主灰、飛灰の計算方法ですけど。

○勝部委員 計算入れての話ですか。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 はい。計算でございますけれども、先ほどの233トンという数字が、1日の施設規模でございます。これが年間で計算しますと、大体年間280日程度稼働いたしますけれども、その辺を計算しますと、大体6万2,000トン程度の可燃ごみが発生するというふうに想定をしております、これに対しまして、主灰、飛灰の割合が、13パーセント程度ということで想定をしております、計算いたしますと、大体このような数字になるという想定でございます。

○勝部委員 はい、了解しました。以上です。

○中田委員長 いいですか。

○勝部委員 はい。

○森岡委員 委員長、もう1回いいですか。

○中田委員長 はい、森岡委員。

○森岡委員 すみません。用地選定と直接関わりがあるとは、ちょっと言えないことなんです。基本構想の中で、事業運営方式というのが示されていますよね。先ほど補助金の話があったじゃないですか。例えば公設公営でやった場合にはこれぐらい出ますよ、例えばそれを民設民営にするとこれぐらい出ますよっていう、その相違っていうのは。先ほどの数字は、どこを基準としてやられているのか、差が出るのか、出ないのか。その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤ごみ処理整備課長補佐。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 事業運営方式でございますけれども、交付金との兼ね合いでございますが、DBO方式、これはPFI的手法とも言いますが、それとあと、公設公営方式。こういった方式に限らず補助金が出ますので、どれということではないですけど、まあ想定としましては、DBO方式というのが今、全国的な主流になっておりますので、そういうものを念頭にしながら計算をしております。

○中田委員長 よろしいですか。森岡委員。

○森岡委員 要は、どの方式を取っても補助額には差はないよということに理解してよろしいですか。

○加藤ごみ処理整備課長補佐 はい。

○森岡委員 はい。

○中田委員長 それであと、この用地選定方針について質問がありましたら受けたいと思いますが、ほかにございませんか。はい、それではないようですので、次に進ませていただきたいと思います。続きまして、次に、一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員についてを議題といたします。当局から説明をお願いします。

○安野ごみ処理施設整備課長 委員長。

○中田委員長 安野ごみ処理施設整備課長。

○安野ごみ処理施設整備課長 では、資料2を御覧いただきたいと思います。この用地選定方針の中でも御説明いたしました、用地選定委員会を設置していただきまして、今後、選定作業を進めることになっております。こちらのほうに、その委員会の方で審議をいただく委員の皆様のお名前を載せております。学識経験者の方5名、関係行政機関の方1名、その他管理者が必要と認める方4名、以上の10名で構成をさせていただいております。なお、この委員の皆様につきましては、昨日の8月の3日正副管理者会議でも御報告させていただいておりますことを、あわせて御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○中田委員長 はい、当局からの説明がございました。委員の皆様から質問等ありましたら、お願いいたします。ございませんか。ないようですので、それでは次の議題に進めさせていただきます。（3）の濃縮水処理施設設計審査業務の結果報告及び施設設置方針についてを議題といたします。当局からの説明をお願いいたします。

○本池施設管理課長 はい。

○中田委員長 はい、本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、資料3-1と3-2につきまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。まず、1ページ目でございますが、こちらが、1の目的と2の経緯でございます。この濃縮水処理施設でございますが、設置に関しましては、最終処分場の浸出水の塩分濃度を見ながら将来整備をするという予定でございました。この処分場の設置者でございます環境プラント工業から、平成29年度に施設の設置提案を受けまして。これに対しまして、令和2年度に外部コンサルティングを入れまして、必要性や建設費などの精査

を行っております。その結果を踏まえまして、正副管理者会議におきまして濃縮水処理施設の設置方針を決定いたしましたので、今回御報告させていただくものでございます。3番目といたしまして、ページ下の、設置業者から提案された濃縮水処理施設の概要でございますが、この図で絵に表してございます。この処理フロー右側の赤点線で囲った部分が濃縮水処理施設、提案があった施設でございます。こちらは、もともと最終処分場へ返送しておりました濃縮水を、乾燥固化いたしまして場外へ搬出し、処理を行う施設でございます。続きまして、2ページ目でございますが、こちらは4番目の項目といたしまして、設計審査業務の結果をまとめてございます。(1)の表でございますが、こちらが設置業者から提案をいただいた施設の概要でございます。この表に記載したこの施設、その提案を基に設計審査業務をまとめてございます。この(2)の内容でございます。この①で浸出水の現状整理といたしまして、濃縮水処理施設でございますが、そちらは最終処分場全体で脱塩処理が完遂していない状況でございますので、濃縮水処理施設は必要な施設でございます、最終処分場の閉鎖に必要な工程であるということ。また、その処理施設の早期設置が必要だという結果でございます。続きまして、②の処理方式でございますが、こちらは、もともと浸出水処理施設といたしましてRO膜処理施設を導入いたしておまして、こちらから発生します濃縮水の処理に適した方式で、この蒸発乾燥固化方式を採用しているというところでございます。3番目に、施設の規模につきましては、濃縮水処理施設の規模ごとにライフサイクルコストの比較を行いました結果、設置業者から提案いただいた規模が最も安価ということから、この提案は妥当であるというふうに判断をいただいたものでございます。4番目に、建設費と維持管理費をまとめております。こちらは、設置業者の提案額でございます。そちらは見積額でございますが、これに対しまして、国交省の土木建築工事の積算基準のほうを用いまして精査をした金額でございます。こちらで比較しますと、約15パーセント程度の開きがある状況でございます。続きまして、3ページ目でございます。5番目の項目といたしまして設置方針をまとめております。太線の枠で囲ってある中が設置方針でございますが、こちらは設置の経緯と設計審査業務の結果を踏まえまして、設置方針といたしましては、設置時期は令和5年度に施設を設置いたしまして、建設費、維持管理費などにつきましては現在も交渉中でございますが、令和4年の2月をめどに設置業者と交渉を重ねて、その精査金額以下、新たに値段交渉をしていきたいというふうに考えております。6番目に、事業費とその支払方法についても挙げてございます。(1)の総事業費でございますが、こちらが令和5年の設置から埋立て完了の令和13年度までの精査金額から算出したいたしました総事業費でございます。この表の一番下の部分でございます。こちらに総事業費といたしまして、約20億1,400万円という金額でございます。続きまして、(2)に建設費などの支払方法についてまとめております。こちらは従前のおり、覚書、協定書に基づきまして、建設費及び維持管理費などにつきましては最終処分等業務委託料にて分割して支払うという取決めになってございますので、この令和5年度から埋立てが完了します令和13年度の9年間で、分割をして支払うということにしております。続きまして3番目に、最終処分等業務委託料の試算をしております。この試算条件といたしまして、太線で、枠で囲っておりますが、この条件と

いたしまして、建設費は、精査金額に借入れ金利を含んで試算しております、試算した金額のほうは、下の表にまとめてございます。この処分業務の委託料でございますが、委託料の内訳といたしまして、令和4年度までに、平成15年度に設置いたしましたRO処理施設と埋立てに伴います堰堤の建設費、こちらが年間1億5,400万円でございますが、こちらが令和4年度に支払いが完了する見込みでございまして、新たに令和5年度から、濃縮水処理施設の建設費と維持管理費などが、年間約2億3,400万円の支払いを開始いたしますと、年間約8,000万円の委託料の増になる見込みで試算しております。7番目の、今後の事務スケジュールとしまして、令和4年2月に組合議会におきまして、令和4年度当初予算に委託料の債務負担行為を行いまして、令和5年の4月、供用開始を目指す考えでございます。この審査業務の報告書の概要版といたしまして、資料3-2にまとめてございますが、説明のほうは割愛させていただきます。説明は、以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明がございました。委員の皆様から質問がありましたら、よろしくをお願いします。

**○森岡委員** 委員長。

**○中田委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** この最終処分の埋立てが終わった後に、維持管理はしなきゃいけないことは法律で決まっているんですよ。ただね、これが今後、年間で何億でしたかいね。で8,000万でしょう。10年で8億円プラスじゃないですか。当初の計画があつてですね、要は最終処分っていうことは、最後の、要は処分した土地が使えるようになるまでの費用というのは、もう当初からこれ見込まれているはずなんですよ。もともとね。にもかかわらず、例えば私ちょっと法律的に分らないけども、何で逆浸透膜をここで利用しなきゃいけないのか。こんな過度な施設整備が必要かっていうことが、まずちょっと我々には理解ができないんですよ。今までずっと20年近く水処理をしてきました。で、あと10年間、その処理が終わって維持管理しましょうねといったところにですね、このRO膜を使うというのがちょっと私は理解できなくて、それはどうしてこれを選定したのかということの説明をしていただきたいんですよ。法的にこれが絶対必要なのかということ。必要ないのに過度なものを使ってるんじゃないかっていうふうに私は思ってるんですけども。そこの辺りの説明をお願いしたいと思います。

**○中田委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** この問題につきましてはですね、今日お配りした設置方針とある資料の1ページの2番目に、経緯というのを書かせていただいています。これを御覧いただきたいというふうに思います。平成5年に第2処分場の供用が開始されたわけでありまして、地元のほうから処理水について不安があるといいましょうか、より高度な処理を求めるといような要望がですね、出る。これに対して西部広域としてどうするかということについて、実はこの同じ議場で、当時の議会で、これは特別委員会までつくられてですね、この問題について検討していただいたという経過が議事録等ではっきり残ってます。まあ結論は、議会での慎重審議、先進地なんかの視察も議会に課せられましてですね。そういった特別委員会等

での先進地視察等の状況、そして今回御提案しております塩の固化施設というのが将来的に必要なということも承知の上で、RO膜の設置を、まさに議会手続きを経て決められたということでもあります。その必要性について、まあ必要であれば、当時、議会にどういう資料が出されていたのかとか、当時の議会の議事録でどういう議論がなされていたのかということは御提供したいと思います。当時の御判断、これ議会の判断ということでRO膜の設置が決まり、そして一気に固化施設まで造ると投資規模が大きくなるということで、今回御提案している塩の固化施設、場外搬出のための固化施設については後で、後発で整備しようということを決めてですね、現在のRO膜の処理が決まったと、体制が始まっているということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。RO膜の採用について、その是非について御議論いただくことは否定はいたしませんけども、そういう、まさに議会手続きを経てですね、決まっていることだということだけは、ぜひ御理解をいただきたいと思っています。以上です。

**○中田委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** 副管理者がおっしゃるように、当然これ過去の議会で諮られて、こういう結論に達しているものだと思うんですね。ただ、それが平成15年だったということなんです。が、実際に最終処分をするにあたってですね、エコスラグセンターを建設して、もう今はそれが稼働しなくなって、補助金も返すような状況があるじゃないですか。こういうね、いわば住民の税金を使って維持管理していく上においてはですね、こういう問題に対しては非常に私は過度に考えるというか、本当に大切なお金を預かっているわけですから、やはりきちんとして、余分なお金を投資しないような形で臨んでほしいなと、過去のこともあるんです。ですから、ROは絶対必要なんだというふうになればね、これしょうがないですよ、もう議会で結論出しているってということなんです。ですから私が言いたいのは、エコスラグセンターの例に見えないような過度な施設にならないようにしてほしいなという思いです。以上です。

**○中田委員長** ほかにございませんか。

**○石橋委員** はい。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** なぜ当初からじゃなく今、というのはさっきの説明で、後でこの施設をつくるというふうなことになるってというのは分かりましたが、この処理した乾燥固化した、固化するという手法を取る理由は、いろいろ手法はあるようですけど、乾燥固化という手法を取る理由は何でしょうかということと、固化した塩類、固形物というのは、外部搬出というふうに書いてあるんですが、具体的にはどうするんでしょう。何するんでしょう。

**○中田委員長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** まず1点目でございますが、この濃縮水処理施設の処理方式の御質問でございます。最終処分場にこのRO膜処理施設を設置した処分場での濃縮水の処理に、やはりこの乾燥固化方式というのが一番最適でございます。そのほか、いろいろ溶融方式ですとか電気浸透方式ですとか多々あるところでございますが、一番この蒸発乾燥固化という形がランニングコストも優れているということから、採用しているということでございます。



す。で、もう1点ですが、搬出いたしました固化した塩類、処理先でございしますが、こちらは設置業者のほうから確認いたしておりまして、県外にあります最終処分場で埋立て処分を行うというふうに聞いております。以上でございます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 ほかに、ございませんか。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 はい、勝部委員。

○勝部委員 あの、ちょっと私、ちょっとお伺いします。これは百塚原の話ですかねえ。どこの場所になるんですか。淀江の百塚原のことを言ってるんですか。

○安田施設管理課担当課長補佐 はい。

○中田委員長 安田施設管理担当課長補佐。

○安田施設管理課担当課長補佐 こちらの濃縮水処理施設の設置場所についての御質問だと思いますが、この施設につきましては、今ございます第2最終処理場の水処理施設に併設する形で設置しようとするものでございます。

○勝部委員 地名は、だから何ていう所ですか、地名は。

○安田施設管理課担当課長補佐 地名…。

○勝部委員 百塚原っていうのは、位置ちょっと違うですかいな。それじゃないと、ちょっと理解がつかないけどな。

○中田委員長 現在の処分場…。

○勝部委員 いやいや、それでね、まあ委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 要はちょっと地番ぐらい書いてもらいたい。さっぱり分からん。

○中田委員長 後ほど、資料を提出できますか。

○勝部委員 いや、資料は全然要りませんけど。いいです。

○石橋委員 すみません、もう一つ。

○中田委員長 いいですね。今の、ちょっと待って。今の件、それじゃあまた後で伝えてください。それと今後については、そういった報告を丁寧に説明するようにお願いします。

○中田委員長 はい、次。石橋委員。

○石橋委員 すみません、はい。第2処分場のは、ここで今諮られているんですけど、第1処分場の場合はどういうふうになってたんですかね。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 第1処分場の御質問でございますが、第1処分場のほうは埋立てが完了しておりますので、浸出水の水処理のほうは、第2処分場の水処理、このRO膜の施設のほうに接続いたしまして安定処理を行っている状態でございます。

○石橋委員 何か、すみません、ちょっと。はい。

○中田委員長 はい、石橋委員。

○石橋委員 よく分からなかった。すみません、もう一度。

○本池施設管理課長 第1最終処分場の埋立ては終わっているところでございますが、当然、浸出水がまだ、完全に閉鎖はしておりませんので、浸出水が出ている状況でございますので、そちらをこの第2処分場のほうに接続いたしまして、第2処分場の水処理で合わせ処理を行っているところです。

○中田委員長 よろしいですか。

○石橋委員 はい、分かりました。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 ほかにございませんか。ないようですので、いろいろ質問出ましたけども、これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長 中 田 利 幸